

大切なお知らせ



(注) 高校3年生までの子ども1人当たり10万円相当(年収960万円未満の世帯が対象)の新たな給付金ではなく、低所得の子育て世帯向けの給付金です。

子育て世帯生活支援特別給付金の申請がまだお済みでない方へ

給付金の受け取りには**申請が必要**な場合があります！
お住いの市区町村へお早めの申請をお願いいたします。

支給額 児童1人当たり一律 5万円

申請が必要な方 (※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は、20歳未満)を養育する方のうち

✓ 令和3年1月1日以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった方

もしくは

✓ 高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方

※申請が不要の方には、児童手当・特別児童扶養手当の受け取り口座に給付金が振り込まれています。

申請期間：原則令和4年2月末まで
※自治体により異なる場合があります。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間: 平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

